

横浜の税理士先生へ

# 顧問先に 60歳以上の従業員はおられますか？

「定年引上げ助成金」を活用すると  
最大**120**万円の助成金がもらえます！

先生方もニュース等の報道でご存じのとおり、厚生労働省は厚生年金の支給開始年齢引き上げに伴い、65歳まで希望者全員を再雇用するよう企業に義務付ける新たな高齢者雇用対策として、2013年4月より、改正高年齢者雇用安定法が施行されます。

この法改正の成立を踏まえ、法改正を上回る、65歳以上の定年や定年の廃止、65歳以上70歳未満までの希望者全員再雇用制度、70歳以上の継続雇用制度を導入することで、定年引上げ等奨励金の申請が可能な場合があります。

就業規則作成・変更、届出及び助成金申請まで、めんどろな手続きは一切おまかせください。先生方の手を煩わせる事はございません。

ぜひとも顧問先サービスの一環としてご活用下さい。

私どもみなとみらい人事コンサルティングは、社労士事務所としての専門性を活かし、企業様にご指導、ご提案をさせて頂いております。安心してお任せください。

**創業支援、基盤人材、介護労働者、育児休業復帰、派遣労働者雇用など  
各種の助成金も承ります。お気軽にご相談下さい。**



横浜市西区みなとみらい5-3-2

PRCみなとみらいオーシャンタワー2310

公式HP <http://mmjimji.com/>

電話(045)664-3330 E-mail:info@mmjinji.com

横浜の社労士 みなとみらい人事コンサルティング

お問い合わせは 泉まで